5.とくしまビオトープ・ プランの考**えかた**

5-1 基本<mark>理念</mark> 5-2 目標とするビオトープ 5-3 基本方針



基本理念

多くの命があふれる自然は、私たちの日々の暮らしに心の豊かさや安らぎ、ふるさとへの愛着をもたらし、子どもたちは、身近な生物とのふれあいや、自然の中での活動によって、思いやりや体力を育むといわれています。また、私たちの暮らしは、自然の中から農作物などの食料や、抗生物質などの医薬品の原料を得て成り立っており、私たちや将来世代が精神的、物質的に健全に暮らしていくためには、自然を構成している大気、土壌、太陽の光、水、多様な野生生物を健全な状態で守っていく必要があります。中でも多様な野生生物は、大気や土壌、太陽の光、水が良い状態に保たれていなければ生息・生育できないことから、自然の総合的な健全性の指標となります。

しかしいま、美しい山や海、川に恵まれ、自然が豊かといわれる徳島県においても、開発や化学製品の利用などの人間の営みによる自然破壊や、他の地域からの生物の移入による生態系の攪乱などにより、多くの野生生物が絶滅の危機に瀕しています。子どもたちや将来世代が自然からの恵みを得ながら、心豊かで健康な暮らしを持続的に営むためには、このような状況をつくってきた私たちに、環境に対する徹底した意識の変革と、自然をより良いものにしていく知恵と努力が求められています。

本計画は、生物の生息空間を意味する"ビオトープ"を保全、復元、創出することにより、命輝く生物に満たされた徳島県を、子どもたちや将来世代に伝えることを目的として策定するものです。

5-2 目標とするビオトープ

本プランの中で目標とするビオトープは、地域で生育・生育してきた様々な生物 を保全することを目的として、

地域本来の野生生物が住み続けられる場所

とします。

「地域本来の野生生物」とは「遺伝子レベルでその地域に在来の生物」を意味し、これを実現するためには、たとえ同じ種であっても他の地域^{注1)}から生物を持ち込まないようにする必要があります^{注2)}。移入種^{用語)}も他の地域の生物であり、遺伝的な攪乱のほか、その地域本来の野生生物のすみかを奪ったり、捕食することなどの悪影響が大きいため導入を避ける必要があります。また、園芸種や家畜も野生生物ではないため、ビオトープへの導入を避ける必要があります。

- 注1)他の地域とは、その種が自力で移動している範囲の外を指します。その範囲は、種によって異なっていることから、復元、創出したビオトープに生物を導入する場合には、専門家に相談するなど、十分な注意が必要です。
- 注2) たとえ同じ種であっても、地域ごとに遺伝子レベルでは異なっており、他の地域から個体を持ち込むことにより遺伝的な多様性が失われ、その種が絶滅、衰退する可能性が高まります。

用語)移入種:国外又は国内の他地域から野生生物が本来有する移動能力を超えて、人為によって意図的・非 意図的に移入された種(出典:生物多様性国家戦略、2002)

代表的な移入種

植		物	ハリエンジュ	甲壳	と・貝	類	スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)
			セイタカアワダチソウ				アメリカザリガニ
			コスモス	両生	• 爬!	虫類	ウシガエル
			ハルジオン				ミシシッピアカミミガメ(ミドリガメ)
			セイヨウタンポポ	鳥		類	ドバト
			スイセン				バリケン
昆	虫	類	セイヨウミツバチ	哺	乳	類	ヌートリア
魚		類	ブルーギル				タイワンリス
			ブラックバス (オオクチバス)				チョウセンイタチ
			コクチバス				アライグマ

5-3

基本方針

基本理念を実現するために、次の3つの基本方針と11の方針を設定します。

基本方針 1 ふるさとの多様な生き物を育む自然を増やし、つなぐ

1.1 ビオトープは保全を基本として、復元、創出を行う

ビオトープの保全、復元、創出では、多様な生物が生息・生育しているビオトープの保全を基本としながら、悪化、消失してしまったビオトープの復元、創出を行う必要があります。

これは、生物の供給源となる既存のビオトープが失われてしまっては、ビオトープの復元、 創出の取り組みも十分な効果が得られず、全体的な自然の質の低下が避けられないためです。

1.2 生物の多様性と地域性を守り育む

子どもたちや将来世代のかけがえのない財産である自然の価値を引き継いでいくために、地域に本来生息・生育している生物を目標種として設定し、種・遺伝子・生態系レベルで生物の多様性を守り育むことが必要です。

ビオトープの保全、復元、創出においては、地域外からの生物の導入を避けるとともに、目標種の生息・生育に適したビオトープを目標として設定します。

1.3 県土の自然を質的、量的に高める

ビオトープの保全、復元、創出においては、県土全体の自然を質的、量的に高めていくことが求められます。

したがって、事業などにより、既存のビオトープの消失が生じる場合には、その環境と同等 以上のビオトープの創出を考える必要があります。

1.4 ビオトープどうしをつなぐ(ネットワーク化)

多様な生物を長期にわたって守っていくためには、異なるタイプや同じタイプのビオトープをつなぐ(ネットワーク化する)ことにより、繁殖交流などを可能とする必要があります。

これを実現するためには、森林、農地、河川、市街地などの県内のあらゆる場所での、様々な人や組織による計画的な取り組みが求められます。

基本方針 2 ビオトープを通じて、人と自然、人と人との絆を深める

2.1 子どもが身近にふるさとの自然とふれあえるまちをつくる

子どもたちが日常的に様々な生き物にふれあえるように、公園や学校、身近な道路や水路、 家庭の庭など、あらゆる場所でビオトープの保全、復元、創出を進めていきます。

2.2 ふるさとの自然への知識と愛着を育む

ビオトープは、保全管理や復元、創出、自然観察などを通じて、ふるさとの自然について学び、地域を再発見、再認識する場となることから、環境学習の場として位置づけ、自然への知識と愛着、新たな価値観を育む拠点としていきます。

2.3 人と人とのふれあいを育む

ビオトープを地域の人が協力して保全したり、管理することにより住民同士の交流を図り、 地域住民の連帯感の醸成や、地域コミュニティーの形成に役立てていきます。

2.4 地域への誇りを育む

ビオトープは、風土と深く関わり、地域の特徴を表現するものであることから、保全、復元、創出や管理、活用を通じて地域への愛着や地域に暮らす誇りを育むことに役立てていきます。

基本方針3 ビオトープについての認識を社会に広げる

3.1 県民協働を進めるしくみをつくる

ビオトープの保全、復元、創出に取り組む県民・事業者への情報提供、研修会・説明会の開催や助成など、県民協働^{用題)}を進めるためのしくみをつくります。

3.2 ビオトープを知り、興味を高めるしくみをつくる

多くの人にビオトープの保全、復元、創出に取り組んでもらうには、ビオトープについて知ってもらうとともに、既に実施された事例などを通じて、興味を持ってもらうことが必要です。また、実際に活動に参加してもらい、地域での活動へと展開することも大切です。そこで、ビオトープに関する普及・啓発や活動へ参加する機会の充実など、ビオトープを知り、興味を高めるしくみをつくります。

3.3 ビオトープ事業を進めるしくみをつくる

今後、県、市町村が実施する事業について、ビオトープの保全、復元、創出を積極的に行っていく必要があります。十分に効果を発揮するために、関係機関が連携を図るためのしくみや、ビオトープ・プランを上位指針として調査、計画、設計、管理などの各段階で検討を行うしくみ、地域住民の意見の反映と参加を図るためのしくみなどをつくります。